

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1 定期接種に関する記録の管理 <u>市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）に関する記録について、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（以下「予予・請求システム」という。）に登録し、適正に管理・保存すること。なお、当面の間、住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき様式第一の予防接種台帳を参考に作成した台帳や各市町村の独自システムにより、当該記録を管理・保存することとして差し支えない。</u> <u>定期接種に関する記録の保存期間については、紙の予診票を使用して定期接種を実施した場合等、当該定期接種に関する記録を電磁的記録として保存することが困難である場合においては、法第 9 条の 3 及び予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 4 条に基づき、少なくとも 5 年間は適正に管理・保存すること。</u> <u>また、デジタル予診票（住民がマイナポータルから入力する予診票をいう。以下同じ。）を使用して定期接種を実施した場合、当該定期接種に関する記録が予予・請求システムに自動的に登録されることとなるが、法第 9 条の 3 及び施行規則第 4 条に基づき、当該記録を、電磁的記録として当該定期接種を受けた者が死亡した日の翌日から 5 年を経過する日までの間、適正に管理・保存すること。</u>	第 1 総論 1 予防接種台帳 <u>市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき様式第一の予防接種台帳を参考に作成し、法第 9 条の 3 や予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 3 条、文書管理規程等に従い、少なくとも 5 年間は適正に管理・保存すること。</u> <u>また、予防接種台帳を、未接種者の把握や市町村（特別区を含む。以下同じ。）間での情報連携等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい。</u>
2 対象者等に対する周知 （１）（略） （２） 予防接種の対象者又はその保護者に対する周知を行う際は、必要に応じて、母子健康手帳及びマイナ保険証（健康保険証の利用登録がさ	2 対象者等に対する周知 （１）（略） （２） 予防接種の対象者又はその保護者に対する周知を行う際は、必要に応じて、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。なお、

れたマイナンバーカードのことをいう。以下同じ。)の持参、費用等も併せて周知すること。なお、母子健康手帳及びマイナ保険証の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。	母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
(5) マイナポータルを通じたプッシュ型のお知らせ機能を積極的に活用すること。なお、予予・請求システムにおいては、定期接種の対象となるワクチンごとに接種の対象者に適切なタイミングでマイナポータルを通じてお知らせを自動送付する機能を具備しているため、積極的に活用すること。この場合、接種の対象者に対して、マイナポータルのお知らせをメールやプッシュ通知により確認する設定を有効とすることを促すなど、確実に周知が行われるよう留意すること。	(5) マイナポータルを通じたプッシュ型のお知らせ機能を積極的に活用すること。
3～5 (略)	3～5 (略)
6 接種液 (1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。なお、予予・請求システムにおいて、ワクチン情報を検索する方法又は医療機関内の端末若しくはバーコードリーダーにより販売包装単位ごとに記載されたバーコードを読み取る方法により、接種液の種類が適切であるかを自動で確認し、有効期限を自動で表示することが可能であるため、目視による確認に加えて上記機能を活用すること。	6 接種液 (1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。
(2) (略)	(2) (略)
7 (略)	7 (略)

8 対象者の確認 接種前に、<u>マイナ保険証によるオンライン対象者確認の実施</u>や予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。 なお、接種回数を決定するに当たり、海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができることに留意すること。	8 対象者の確認 接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。 なお、接種回数を決定するに当たり、海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができることに留意すること。
9 予診票 (1) <u>紙の予診票については次に掲げる疾病ごとに、それぞれに定める予診票を参考にして作成すること。デジタル予診票を導入した市町村においては、別紙に示すとおり、住民のマイナポータル上にデジタル予診票を示すこととし、下記ウ及びコに掲げる疾病については、今後デジタル予診票を整備することとしているため、当面の間、紙の予診票を使用すること。なお、デジタル予診票を導入した市町村においても、必要に応じて、紙の予診票を引き続き使用できることに留意すること。</u>	9 予診票 (1) 予診票については次に掲げる疾病ごとに、それぞれに定める予診票を参考にして作成すること。
ア～コ (略) (中略)	ア～コ (略) (中略)
なお、<u>紙の予診票</u>については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。	なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。
ただし、<u>各市町村においてデジタル予診票を導入するまでの間は、令和8年6月1日一部改正前の様式一から様式十二まで（ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、令和8年3月31日一部改正前の様式第三及び様式第四を含む。）を参考にして紙の予診票を作成することとしても差し支えない。</u>	ただし、<u>ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の予診票については、当面の間、令和8年3月31日一部改正前の様式第三及び様式第四を参考にして作成することとしても差し支えない。</u>
(2) 作成した<u>紙の予診票</u>については、インフルエンザの定期接種、高齢	(2) 作成した予診票については、インフルエンザの定期接種、高齢者の

者の肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び帯状疱疹の定期接種を除き、あらかじめ接種の対象者又はその保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。 <u>なお、デジタル予診票のうち、A類疾病の定期接種に係る予診票については、初期設定として、当該疾病の定期接種の対象者が生後1月に達した時からマイナポータル上に表示することとしているが、各市町村の判断に応じて表示開始時期を設定し、あらかじめ接種の対象者又はその保護者が各項目について記入できるよう、十分な期間を設けること。</u>	肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び帯状疱疹の定期接種を除き、あらかじめ接種の対象者又はその保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。
(3) <u>紙の予診票を使用して定期接種を実施する場合、市町村長は、接種後に当該予診票を回収し、文書管理規程等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。</u>	(3) 市町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。
10 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者	10 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者
(1) (略)	(1) (略)
(2) (中略) また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不相当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、<u>予診票に記載又は入力されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不相当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。</u> なお、被接種者が満16歳以上である場合は、この限りではない。	(2) (中略) また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不相当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不相当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。 なお、被接種者が満16歳以上である場合は、この限りではない。
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意	11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意
(中略) ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接	(中略) ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接

種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含んだ紙の予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。	種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含んだ予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。
（中略）	（中略）
12 接種時の注意	12 接種時の注意
（1）予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。	（1）予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。
ア～ケ （略）	ア～ケ （略）
コ ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、 <u>予予・請求システム</u> や母子健康手帳等により接種記録を確認の上、原則として同一ワクチンを複数回（経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンは2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンは3回）接種すること。接種に際しては接種液が封入されている容器より直接、全量をゆっくりと経口投与すること。他の薬剤や溶液と混合しないこと。	コ ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、母子健康手帳等により接種記録を確認の上、原則として同一ワクチンを複数回（経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンは2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンは3回）接種すること。接種に際しては接種液が封入されている容器より直接、全量をゆっくりと経口投与すること。他の薬剤や溶液と混合しないこと。
サ～タ （略）	サ～タ （略）
（2） （略）	（2） （略）
13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項	13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
（5）保護者の同伴要件	（5）保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。 ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を紙の予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。 また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載又は入力されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。 なお、被接種者が満16歳以上である場合は、この限りではない。	集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。 ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。 また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。 なお、被接種者が満16歳以上である場合は、この限りではない。
(6) (略)	(6) (略)
(7) 女性に対する接種の注意事項 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項で定める日本脳炎の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載又は入力された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載・入力事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。	(7) 女性に対する接種の注意事項 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項で定める日本脳炎の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。
14 (略)	14 (略)

15 実費の徴収 法第 52 条の規定による実費の徴収について、同条ただし書に規定する経済的理由には、市町村民税の課税状況や生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給の有無が含まれるため、予防接種を受けた者又はその保護者のこれらの状況を勘案し、実費を徴収することができるかどうかを判断すること。	15 実費の徴収 法第 28 条の規定による実費の徴収について、同条ただし書に規定する経済的理由には、市町村民税の課税状況や生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給の有無が含まれるため、予防接種を受けた者又はその保護者のこれらの状況を勘案し、実費を徴収することができるかどうかを判断すること。
16 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付 (1) 予防接種を行った際は、施行規則に定める様式による予防接種済証を交付すること。<u>なお、デジタル予診票を使用した接種の場合、被接種者のマイナポータル上に予防接種済証（PDF 形式）が自動的に表示されることとなる。被接種者がマイナポータルからダウンロードした予防接種済証を第三者に提供する場合は、電子署名の検証が可能な環境においてのみ効力を有する点について、被接種者に対して必要な周知を行うこと。</u> (2) 予防接種を行った際、乳幼児・小児及び妊婦については、(1)に代えて、児の母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。<u>なお、デジタル予診票を使用した接種の場合であっても、当面の間、児の母子健康手帳に上記事項を記載すること。</u> (3) (略)	16 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付 (1) 予防接種を行った際は、施行規則に定める様式による予防接種済証を交付すること。 (2) 予防接種を行った際、乳幼児・小児及び妊婦については、(1)に代えて、児の母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。 (3) (略)
17～19 (略)	17～19 (略)
20 他の市町村等での予防接種 定期接種の対象者又は保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希	20 他の市町村等での予防接種 定期接種の対象者又は保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希

望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。<u>なお、今後、全国の医療機関と全国の市町村の間で予防接種実施の委託に係る契約を締結することにより、上記の事前申請や償還払い等の手続が不要となる予定である。</u> (注) (略)	望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。 (注) (略)
21・22 (略)	21・22 (略)
23 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における予防接種分野の対応 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく情報連携については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について」（平成 27 年 11 月 11 日付事務連絡）、「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成 27 年 12 月 21 日健発 1221 第 4 号厚生労働省健康局長通知）及び「情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の提供を行う場合に本人の同意が必要となる事務における所要の措置について」（平成 29 年 6 月 27 日付事務連絡）等の関係通知等に留意して、適切に運用すること。	23 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における予防接種分野の対応 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく情報連携については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について」（平成 27 年 11 月 11 日付事務連絡）、「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成 27 年 12 月 21 日健発 1221 第 4 号厚生労働省健康局長通知）、<u>「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について」（平成 28 年 12 月 14 日付事務連絡）</u>及び「情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の提供を行う場合に本人の同意が必要となる事務における所要の措置について」（平成 29 年 6 月 27 日付事務連絡）等の関係通知等に留意して、適切に運用すること。
24 <u>厚生労働大臣への情報提供</u> <u>法第 23 条第 2 項及び施行規則第 12 条第 4 項の規定に基づき、予予・請求システムを通じて、以下に掲げる情報を厚生労働大臣に提供するこ</u>	(新設)

と。なお、紙の予診票を使用して定期接種を実施した場合、（１）に掲げる情報については、<u>予防接種対象者番号、接種日及びG T I Nコード（世界共通で商品を一意に識別するための国際標準の商品識別コードをいう。以下同じ。）のみを提供することで差し支えない。</u> <u>（１）定期の予防接種の実施状況に関する情報</u> <u>予防接種対象者番号、予防接種管理番号、法定区分（定期接種・臨時接種・任意接種の区分）、接種日、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種の区分）、接種区分（接種・予診のみの区分）、G T I Nコード、ワクチン名、ロット番号、接種量、接種部位、接種方法、勸奨情報、予診票情報、間違い接種情報</u> <u>（２）住民の性別、生年月その他の住民に関する情報</u> <u>氏名、性別、生年月、住民状態（転出日・死亡年月日等）</u> <u>（３）死亡した者に関する情報</u> <u>死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報</u> <u>（注）（３）に掲げる情報並びに施行規則第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する当該情報の提出方法は、厚生労働省政策統括官が実施する人口動態調査の死亡票の情報（項目）の一部と同一であり、また、提出方法についても両者は同一であることから、地方自治体の負担軽減を図るため、人口動態調査の死亡票の作成及び提出をもって法第 23 条第 2 項の規定に基づく提供に代えることができるものとする。同一の報告を二重に求めない措置を講じることとする。その上で、厚生労働省政策統括官は、法第 23 条第 2 項の規定に基づき提出される（３）に掲げる情報について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部に回付する。これにより、（３）に掲げる情報の収集に際し、地方自治体に新たな事務は生じない。</u>	
第 2 各論	第 2 各論

1～5 (略)	1～5 (略)
6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種	6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載 <u>又は入力</u> されていることを確認すること。	(5) 過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
7～14 (略)	7～14 (略)